

利根川下流流域治水協議会（最終改正 令和3年1月4日）

（名称）

第1条 本会は、「利根川下流流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、利根川下流域において、関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（対象区間）

第3条 協議会の対象とする河川の区間は次のとおりとする。

- 一 國土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所が管理する区間
 - 二 前号に掲げる区間に合流若しくは流入する、又は当該河川の流域内にある河川（ただし、一級河川の指定区間に限る。）
- 2 前項第2号に掲げる河川の区間は、流域治水プロジェクトを重点的に取り組む区間に限定することができる。

（協議会の構成）

第4条 本協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 第3条で定める区間（以下「利根川下流」という。）及びその流域で行う流域治水の全体像の検討・共有
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む利根川下流の「流域治水プロジェクト」の策定と公表（変更及び公表も含む。）
- 三 利根川下流の「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 前三項に掲げる事項のほか、流域治水に関して必要な事項

（協議会の運営）

第6条 協議会は、國土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長（以下「利根下所長」という。）が招集するものとする。

- 2 協議会の構成員は、利根下所長に対し、協議会の開催を求めることができるものとする。
- 3 協議会の運営は、利根下所長及び第10条に規定する事務局（以下同じ）が行うものとする。
- 4 協議会に出席できない構成員は、書面（電子メールを含む。以下同じ。）により資料及び意見を提出することができるものとする。
- 5 協議会が開催できない場合は、構成員からの書面による意思表明によって、協議会開催に替えることができるものとする。

（協議会の公開等）

第7条 協議会は、報道機関を通じて公開するものとする。

- 2 協議会で使用した書類及び電子データ（以下「資料等」という。）について、速やかに公表する

ものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切ではない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができるものとする。

- 3 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(流域治水プロジェクト策定にかかる調整)

第8条 利根川下流の「流域治水プロジェクト」は、利根川・江戸川流域治水プロジェクト（以下「全体プロジェクト」という。）の一部であるため、他の区間の流域治水プロジェクトとの間で内容の調整を行うことがある。

- 2 前項の調整は、利根下所長及び事務局が行う。調整の結果、利根川下流の「流域治水プロジェクト」の内容の変更が必要となる場合には、協議会に諮った上で、変更を行うものとする。
- 3 全体プロジェクトが策定及び公表された場合は、利根下所長は全体プロジェクトを構成員に速やかに送付するものとする。

(構成員以外の参加)

第9条 利根下所長は、必要と認めるとき、第5条に掲げる事項を実施するため、専門的な学識を有する者又は有効な知見若しくは経験等を有する者（以下「専門家等」という。）を協議会に参加させができるものとする。

- 2 協議会の構成員は、利根下所長に対し、専門家等の参加を要求することができるものとする。
- 3 利根下所長は、協議会の開催ごとに、次の各号に掲げる機関の要請により、必要があると認める場合、当該機関の職員に協議会を傍聴させることができる。ただし、第6条第5項に規定する場合は除く。
 - 一 利根川下流の流域にその区域を有する市町村のうち、別表1の構成員の所属する市町村以外の市町村
 - 二 利根川下流の一級河川の指定区間にかかる河川管理を所管する茨城県又は千葉県の出先機関のうち、茨城県又は千葉県に属する構成員より要請のある機関

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所調査課に置く。

(幹事会の設置)

第11条 協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の実施事項は第5条に準ずるものとする。

(幹事会の運営)

第12条 幹事会は、必要と認める場合に、利根下所長が招集するものとする。

- 2 協議会又は幹事会の構成員は、利根下所長に対し、幹事会の開催を求めることができる。
- 3 幹事会の運営は事務局が行うものとする。
- 4 幹事会の議事は、幹事会開催後の直近の協議会で報告するものとする。
- 5 幹事会は非公開とする。
- 6 幹事会が開催できない場合は、構成員からの書面による意思表明によって、幹事会開催に替えることができるものとする。
- 7 第9条第3項の規定は、幹事会に対して準用する。ただし、第9条第3項第1号の「別表1」

は「別表2」と読み替えるものとする。

(部会の設置)

- 第13条 協議会に、必要があると認められる場合には、協議会に諮って、河川管理者別、地域別又はテーマ別の部会を設置することができる。
- 2 部会の構成員、実施事項、運営及び事務局をはじめ部会の設置に関して必要な事項は、本規約で定めるもののほか、協議会で決定する。
 - 3 部会での協議事項は、部会開催後の直近の協議会で報告するものとする。
 - 4 第2項で定めるもののほか、部会に関する事項は、部会で定めることができる。
 - 5 部会には、協議会に諮って、別表1に掲げる構成員以外の者を参加させることができる。

(組織変更に伴う構成員の変更)

- 第14条 協議会構成員又は幹事会構成員が所属する機関での組織変更により役職名が変更となつた場合には、おののの構成員から事務局への報告に基づき、別表1又は別表2に掲げる構成員の役職名を変更するものとする。ただし、構成員が所管していた業務が複数の組織に分割された場合、又は業務の一部若しくは全部が廃止された場合は、この限りではない。

(雑則)

- 第15条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営そのほかに関し、必要な事項は、協議会で定めるものとする。

(附則)

1. 本規約は、令和2年8月7日から施行する。
2. 本規約は、令和3年1月4日に改正し、同日から施行する。

別表1

茨城県	龍ヶ崎市長 取手市長 牛久市長 つくば市長 稲敷市長 神栖市長 つくばみらい市長 稲敷郡河内町長 北相馬郡利根町長
千葉県	千葉市長 銚子市長 船橋市長 松戸市長 成田市長 佐倉市長 旭市長 柏市長

八千代市長
我孫子市長
鎌ヶ谷市長
八街市長
印西市長
白井市長
香取市長
印旛郡酒々井町長
印旛郡栄町長
香取郡神崎町長
香取郡東庄町長
茨城県土木部河川課長
千葉県県土整備部河川整備課長
独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所長
独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所長
農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長

別表2

茨城県	龍ヶ崎市都市整備部下水道課長 取手市建設部排水対策課長 牛久市建設部道路整備課長 つくば市建設部道路計画課長 稲敷市土木管理部建設課長 神栖市都市整備部道路整備課長 つくばみらい市都市建設部建設課長 稲敷郡河内町都市整備課長 北相馬郡利根町建設課長
千葉県	千葉市建設局下水道建設部都市河川課長 銚子市総務課危機管理室長 船橋市建設局下水道部下水道河川計画課長 松戸市建設部河川清流課長 成田市土木部土木課長 佐倉市土木部治水課長 旭市総務課長 柏市総務部防災安全課長 八千代市都市整備部土木建設課長 我孫子市建設部治水課長 鎌ヶ谷市都市建設部道路河川整備課長 八街市建設部道路河川課長 印西市都市建設部土木管理課長 白井市都市建設部道路課長 香取市建設水道部土木課長

印旛郡酒々井町まちづくり課長
印旛郡栄町総務課安全対策推進室長
香取郡神崎町総務課長
香取郡東庄町総務課長
茨城県土木部河川課課長補佐（技術総括）
千葉県県土整備部河川整備課副課長
農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所調査設計課長
独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所管理課長
独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所管理課長
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所副所長
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所調査課長